

No.1 ○豊明市議会定例会6月定例会議会会議録(第1号)

平成25年6月6日

1. 出席議員

1番	川上 裕 議員	2番	毛 受 明 宏 議員
3番	近 藤 千 鶴 議員	4番	近 藤 善 人 議員
5番	近 藤 恵 子 議員	6番	藤 江 真理子 議員
7番	近 藤 郁 子 議員	8番	三 浦 桂 司 議員
9番	一 色 美智子 議員	10番	杉 浦 光 男 議員
11番	早 川 直 彦 議員	12番	山 盛 左千江 議員
13番	平 野 龍 司 議員	14番	平 野 敬 祐 議員
15番	村 山 金 敏 議員	16番	安 井 明 議員
17番	月 岡 修 一 議員	18番	堀 田 勝 司 議員
19番	前 山 美恵子 議員	20番	伊 藤 清 議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長 浜 島 吉 孝 君 議事課長 石 川 晃 二 君
議事課長補佐 馬 場 秀 樹 君 議事課主査 花 井 悟 之 君
兼議事担当係長

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長 石 川 英 明 君 副 市 長 小 浮 正 典 君
教 育 長 市 野 光 信 君 行政経営部長 伏 屋 一 幸 君
市民生活部長 石 川 順 一 君 健康福祉部長 原 田 一 也 君
経済建設部長 横 山 孝 三 君 消 防 長 成 田 泰 彦 君
教 育 部 長 津 田 潔 君 企画政策課長 小 串 真 美 君
財 政 課 長 吉 井 徹 也 君 総務防災課長 相 羽 喜 次 君
高齢者福祉課長 浅 田 利 一 君 保険医療課長 加 藤 賢 司 君
都市計画課長 堀 田 彰 君 環 境 課 長 土 屋 正 典 君
会計管理者 深 谷 義 己 君 代表監査委員 古 橋 洋 一 君
兼出納室長
監査委員事務局長 阪 野 正 男 君

5. 議事日程

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 議席の一部変更について
- (3) 諸報告
- (4) 報告第10号 平成24年度豊明市土地開発公社決算並びに平成25年度豊明市土地開発 公社

事業計画及び予算の報告について

- (5) 推薦第1号 農業委員会の委員となるべき者の推薦について
- (6) 議案上程・提案説明
議案第42号 豊明市立小中学校体育施設スポーツ開放条例の制定について
議案第43号 平成25年度豊明市一般会計補正予算(第1号)について

6. 本日の会議に付した案件

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 議席の一部変更について
- (3) 諸報告
- (4) 報告第10号
- (5) 推薦第1号
- (6) 議案上程・提案説明
議案第42号及び議案第43号
- (7) 議員派遣の件
- (8) 議員提出議案第8号 弁明書の提出について

午前10時開会

No.2 ○議長(伊藤 清議員)

皆さんおはようございます。

本日、平成25年6月定例会月議会が開催されるに当たり、定刻にご参集をいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員20名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年6月定例会月議会を開きます。

市長より挨拶を願います。

石川市長。

No.3 ○市長(石川英明君)

皆さんおはようございます。

本日、平成25年6月定例会月議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年の政権交代後、アベノミクス効果による円安、株高が進み、企業の決算予測も大幅に改善するなど明るいニュースが流れ、景気の回復に期待が持たれ始めたさなか、5月末には長期金利の上昇に伴い株価の暴落が起き、円安傾向もストップしてしまい、再び経済の先行きが不透明になってきております。

改めて政府の経済運営の危うさを危惧するとともに、絶えず最悪の事態を考慮に入れた安定的な行政運営が必要であるとの思いを強くしております。

話は変わりますが、先週の新聞では、子どもの貧困解消に向けた法案をめぐり、与野党間の協議の末、子どもの貧困率を下げていくための具体的な目標数値の設定を断念したとのニュースがありました。

我が国の子どもの貧困率は、OECD加盟国の中でも高い水準となっており、特に一人親世帯の貧困率はOECD加盟30カ国中、最下位であります。

今後、生活保護費の切り下げにより、さらに悪化するとの不安が広がっております。家庭の収入が低く、能力があっても進学を諦める子どもが少なくない状況であります。

先ほどの経済の話と密接な関係があるわけではありますが、国においては積極的に目標数値を掲げ、施策に取り入れていってほしいものであります。

次世代への貧困の連鎖を断ち切らなければ、今後の国や地方の発展は望むべくもありません。我々自治体レベルでは、やはり保育や子育て環境を向上させることが、今まで以上に必要になってきております。

働きたくても働けない方々が、本市においても、まだまだ多くいらっしゃいます。そうした方々が、安心して働きに出かけて、収入を得ることができるような環境を、ぜひとも整えていきたいと考えております。

そうすることが、家庭の収入を安定させ、子どもの貧困率を減少させることにつながっていくと考えております。

今年度もいよいよ本格的に事業が進んでまいりましたが、議会の皆さんと一致協力して、住民福祉の向上に邁進していきたいと考えております。

さて本日、本定例月議会に上程をさせていただきました案件は、報告案件を初め人事案件、条例案件、補正予算案件の合計4議案でございます。

いずれの案件も十分ご審議を賜りまして、全ての案件をお認めいただきますようお願いを申し上げて、開会のご挨拶とさせていただきます。

No.4 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

今定例月議会の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会で日程等のご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告願います。

堀田勝司議会運営委員長。

No.5 ○議会運営委員長(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

議長より指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

今6月定例会月議会の運営について、去る5月31日に委員会を開催し、協議をいたしました。その結果につきましては、既に皆さんに文書でお知らせがしてありますので、主な事項についてのみご報告をいたします。

初めに、今6月定例会月議会の議会期間につきましては、お手元に配付されておりますとおり、本日から6月27日までの22日間とし、一般質問につきましては、13名の議員から通告がありましたので、6月10日、11日、12日の3日間を質問日に充て、6月10日は5名、11日及び12日は、それぞれ4名の質問を行うことといたしました。

次に、付議案件の取り扱いについてであります。報告案件1件については、理事者より報告を受けた後に質疑を行います。

また、推薦第1号は人事案件でありますので、本日即決することとし、議案第42号及び議案第43号は所管の各常任委員会に付託することといたしました。

さらに、陳情等につきましては、お手元に配付されておりますとおり、いずれも参考配付といたしました。

なお、議席の一部変更につきましては、本日の日程2で議長から諮られる予定でありますので、ご承知おきを願います。

続いて、お手元に配付されております議員派遣の件につきましては、本日の予定議事の終了後に日程に追加することといたしました。

なお、議案等の質疑は、同一議員につき同一議題について2回以内とし、「議案等質疑に関する事項」を遵守していただきますよう、お願いいたします。

また、通告期間につきましては、議案等質疑の通告が6月12日の午後5時まで、委員会付託をされました議案に対する討論の通告は、6月26日の正午まででありますので、お間違えのないようご留意を願います。

最後に、今6月定例会月議会の一部を録画放映することといたしましたので、ご承知おきを願います。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.6 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

ただいま報告がありましたとおり、今定例会月議会の議会期間は、お手元に配付いたしました会議日程表のとおり、本日から6月27日までの22日間といたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により市長以下関係職員の出席を求めたので、報告いたします。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会月議会の会議録署名議員に、5番 近藤恵子議員と15番 村山金敏議員を指名いたします。

日程2、議席の一部変更についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付をいたしました議席変更表のとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.7 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、お手元に配付をいたしました議席変更表のとおり、議席の一部を変更することに決しました。

ただいま、議席が変更されました議員の方は、直ちに新議席にご着席を願います。

(新議席に着席)

No.8 ○議長(伊藤 清議員)

日程3、諸報告に入ります。

初めに、監査の結果について代表監査委員より報告を願います。

古橋代表監査委員。

No.9 ○代表監査委員(古橋洋一君)

ご指名をいただきましたので、例月出納検査及び定例監査の結果報告の補足説明を申し上げます。

初めに、地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、提出書の検査の対象欄に記載されておりますように、会計管理者所管に係る現金の平成25年1月から同年3月までの各月末日現在の出納保管の状況を、平成25年2月25日、3月28日、4月25日に、それぞれ関係者の出席を得まして、例月出納検査表をもとに関係諸帳簿と指定金融機関等の残高証明書により、照合調査をいたしましたものでございます。

検査の結果につきましては、一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び基金は、適正に処理されていることを認めるものでございます。

続きまして、地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により定例監査等を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、予算の執行並びに事務事業の実施状況について、土木課、市民課及び議事課を 2 月に、秘書政策課を 3 月に監査したものでございます。

なお、監査の結果につきましては、2 月に実施した土木課においては、道路排水修繕工事の支出において、適正でない科目で執行されたものが見受けられたので留意されたいという件。

市民課においては、火葬場等使用実費徴収費の債権管理事務において、確認手続きに誤りが見受けられたので、留意されたいという件。

次に、3 月に実施した市民協働課において、市制 40 周年記録映画放映委託業務の見積徴集事務において、提出を受けた書類に不備な点が見受けられたので、留意されたいという件でございます。

これらの指摘については、各課において速やかに適正な処理をさせたものでございます。

その他につきましては、総体的に適正な処理がなされていることを認めたものであります。

なお、例月出納検査及び定例監査等の詳細については、提出書のとおりでございますので、ご一読いただきたいと思います。

以上でございます。

訂正いたします。先ほど「市民協働課」と言いましたけれども、これは「行政経営部 秘書政策課」でございますので、訂正させていただきます。

以上でございます。

No.10 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

続いて、今定例月議会の開催通知日までに受理した陳情等について報告をいたします。

お手元に配付をいたしました陳情付託表のとおり、4 件はいずれも参考配付といたします。

以上で諸報告を終わります。

日程 4、報告第 10 号を議題といたします。

理事者の報告を求めます。

相羽総務防災課長。

No.11 ○総務防災課長(相羽喜次君)

それでは、報告第 10 号 平成 24 年度豊明市土地開発公社決算並びに平成 25 年度豊明市土地開発公社事業計画及び予算の報告につきましてご説明申し上げます。

これは地方自治法第 243 条の3第2項の規定により、土地開発公社に係る経営状況に関する事項をご報告するものでございます。

まず、決算からご説明いたします。

2ページ、事業報告書をお願いいたします。

1の総括事項でございます。

平成 24 年度は取得事業はなく、処分事業では桜ヶ丘沓掛線用地として、179.51 平方メートルの土地を 6,985 万 2,643 円で市に売却し、公社保有用地は全て処分をいたしました。

その下、次に役員会に関する事項でございます。

理事会は、昨年5月、本年3月に開催し、合計4件の案件をご審議いただきました。

次に3ページ、平成 24 年度豊明市土地開発公社決算状況報告書をご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出の部から説明をいたします。

これは公社の単年度の経常的な事業活動をあらわしたもので、処分事業に関するものでございます。

それでは上段、収入からご説明申し上げます。

公有用地売却収益は、先ほどご説明をいたしました土地を、市へ処分した売却益が 6,985 万 2,643 円でございます。

また受取利息は、銀行からの預金利息で 3 万 3,286 円であり、収入の合計は 6,988 万 5,929 円となりました。

次に下段、支出をご説明申し上げます。

公有用地売却原価は、公有用地売却収益と同額の 6,985 万 2,643 円でした。

人件費は、理事への報酬で 2 万円でございます。

公租公課は、公社の法人市県民税の 7 万 1,000 円でございます。

以上、支出の合計は 6,994 万 3,643 円となりました。

続きまして4ページ、資本的収入及び支出の部を説明いたします。

こちらは取得事業についてあらわしたもので、上段の収入は借入金のみで 25 万 8,768 円でした。

下段の支出の支払利息は、四半期ごとに借入金の手形を更新する際に、金融機関に支払う利息で 34 万 8,598 円となりました。

借入償還金は、金融機関に 6,973 万 7,613 円を償還をいたしました。

支出合計は 7,008 万 6,211 円となりました。

次に5ページ、資金執行計算書をお願いいたします。

この資金執行計算書は、24 年度中の現金収支をあらわしたものです。

まず、受入資金は事業収益、事業外収益、長期借入金、前年度繰越金の項目がござい

ます。

受入資金の合計は 8,583 万 6,707 円となっております。

支払資金には販売費及び一般管理費、公有地取得事業費、償還金があり、支払資金の合計は 7,017 万 7,211 円となりました。

受入資金と支払資金の差引は 1,565 万 9,496 円となり、25 年度へ繰り越しをいたします。続きまして6ページ、損益計算書をお願いいたします。

これは 24 年度の損益をあらわすものです。この損益計算書の最下段にありますように、本年度の純損失は5万 7,714 円であります。

次に7ページ、財産目録をお願いいたします。

財産には資産と負債があり、資産には預金がございます。合計で 2,565 万 9,496 円となっております。

負債につきましては借り入れがございませんので、0円でございます。

続きまして8ページ、事業原価計算書をお願いいたします。

この事業原価計算書は、平成 24 年度末に公社が保有する公有用地の残高をあらわしたものです。

23 年度の決算額である前年度末未処分用地は 6,950 万 4,045 円でした。

24 年度中の借入金の支払利息である当年度取得事業原価の 34 万 8,598 円が増加をし、また、24 年度中に用地を売却いたしましたので、6,985 万 2,643 円が減少しました。その結果、24 年度末の残高となります当年度末未処分用地は0円となりました。

次に9ページ、貸借対照表をお願いをいたします。

資産の部には流動資産と固定資産があり、資産合計は 2,565 万 9,496 円となりました。

負債の部には長期借入金である固定負債があり、負債につきましては全て返済をしておりますので、0円となります。

資本の部には資本金と準備金があり、資本の合計は 2,565 万 9,496 円となりました。

次に 10 ページ、キャッシュ・フロー計算書をお願いいたします。

この計算書は、本年度中の現金の増減を把握するためのものでございます。

上から事業活動によるもの、次に投資活動によるもの、その下、財務活動によるものがあります。それぞれを計算することでキャッシュ、いわゆる現金の増減をあらわします。

その結果、一番下にありますように、本年度末の期末残高は 565 万 9,496 円となりました。

続きまして、11 ページの剰余金処分計算書をお願いいたします。

この計算書は、利益または損失の処分方法についてあらわします。

処分方法は、土地開発公社定款第 25 条第2項に規定され、本年度は純損失が5万 7,714 円生じたので、前年度繰越剰余金から補てんをし、その結果、翌年度への繰越剰余金は 1,565 万 9,496 円となりました。

次に 13 ページ、平成 24 年度公有用地明細表をお願いをいたします。

これは、土地開発公社所有の土地が、24 年度中にどのように動きがあったかというのを示しております。

期末残高は、公社の保有地がございませんので、0円、0平米ということになります。

続きまして 14 ページ、長期借入金明細表をお願いいたします。

この長期借入金明細表は、事業ごと、借入日ごとに借入先をあらわすもので、24 年度は 2つの金融機関から借入金をしておりましたが、保有地を全て売却し、11 月 30 日に借入金を全て返済をしましたので、0円となりました。

次に 15 ページ、事業収益明細表、事業原価明細表は、事業から生ずる収益及び費用をあらわしたもので、一番下の資本金明細表は、豊明市より 1,000 万円を出資していただいているということを示しております。

以上で平成 24 年度豊明市土地開発公社の決算についての説明を終わります。

続きまして 18 ページ、平成 25 年度事業計画及び収支予算の説明をいたします。

初めに 19 ページ、平成 25 年度豊明市土地開発公社事業計画をお願いいたします。

25 年度は、現時点での取得事業の予定はございません。また、処分事業も保有地がないため、予定はございません。

続きまして 20 ページ、平成 25 年度豊明市土地開発公社予算をお願いいたします。

収益的収入及び支出の予定は、収入では受取利息 12 万 9,000 円、雑収益 1,000 円、収入合計は 13 万円を計上させていただきました。

支出は、販売費及び一般管理費で 12 万 5,000 円、予備費として 5,000 円、支出合計 13 万円を計上させていただきました。

次に、21 ページの資本的収入及び支出の予定をお願いいたします。

収入、支出ともに事業計画がないため、支出合計として 0円を計上いたしました。

次の 22 ページから 24 ページまでは、ただいま説明をいたしました、収入、支出の予算の執行計画、資金計画書でございますので、説明は省略をさせていただきます。

次に 25 ページ、予定損益計算書をお願いいたします。

こちらは平成 25 年度の公社の予定損益をあらわすもので、25 年度の純利益を 5,000 円と予定をいたしました。

続いて 26 ページ、予定事業原価計算書をお願いいたします。

これは 25 年度末の公社の予定保有残高を示したものです。

25 年度の事業原価は処分用地がないため、0円を計上させていただいております。

続いて 27 ページ、予定貸借対照表をお願いいたします。

資産合計は 2,567 万 4,000 円、負債については借入金がございませんので 0円。

負債・資本合計は 2,567 万 4,000 円、同額でございますが、予定をしております。

これで平成 25 年度の予算の説明を終わらせていただき、以上で報告第 10 号の説明を

終わらせていただきます。

No.12 ○議長(伊藤 清議員)

理事者の報告は終わりました。

ただいまの報告について、質疑のある方は挙手を願います。

近藤恵子議員。

No.13 ○5番(近藤恵子議員)

25年度の事業計画がないということなんですけれども、昨年度も質問させていただきましたけれども、今後の公社の存続とかに関して何か報告ができるものがあれば、教えてください。

No.14 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

相羽総務防災課長。

No.15 ○総務防災課長(相羽喜次君)

この事業は、計画の予定段階におきましては、まだ予定はないと、先ほどご説明をさせていただきましたが、今現在のところでありますと、既に経済建設部のほうから事業用地の買収計画の相談を受けております。

万が一、そのようなことで公社を利用するということであれば、この場合につきましては、補正予算を直ちに組み、対応する予定でございます。

以上でございます。

No.16 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

No.17 ○議長(伊藤 清議員)

以上で日程4を終わります。

日程5、推薦第1号を議題といたします。

(一色美智子議員、月岡修一議員退室)

No.18 ○議長(伊藤 清議員)

事務局長をして説明させます。

浜島議会事務局長。

No.19 ○議会事務局長(浜島吉孝君)

推薦第1号 農業委員会の委員となるべき者の推薦についてご説明を申し上げます。

現在、議会より推薦されました2名の議員の方が、本年7月19日をもって辞任されますので、7月20日より欠員となります。よって、農業委員会等に関する法律第12条の規定により、新たに学識経験者として議会が2名の委員を推薦するものでございます。

以上で説明を終わります。

No.20 ○議長(伊藤 清議員)

お諮りいたします。本案については、9番 一色美智子議員、17番 月岡修一議員の2名の方を推薦することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.21 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、農業委員会の委員となるべき者として、9番 一色美智子議員、17番 月岡修一議員の2名の方を推薦することに決しました。

(一色美智子議員、月岡修一議員入室)

No.22 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、日程5を終わります。

日程6、議案上程・提案説明に入ります。

議案第42号及び議案第43号の2議案を一括議題といたします。

初めに、議案第42号について理事者より提案理由の説明を求めます。

津田教育部長。

No.23 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、議案第42号 豊明市立小中学校体育施設スポーツ開放条例の制定についてご説明いたします。

この案を提出いたしますのは、豊明市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の施行に基づき、条例を制定する必要があるからであります。

それでは、具体的に内容をご説明いたしますので、1枚おめくりください。

まず、第1条 目的であります。学校の体育館、武道場、グラウンド、こちらは学校教育に支障のない範囲で市民のスポーツ活動の利用に供することとし、体育館等開放施設であります。使用については無料ではありますが、照明を使用する場合、照明使用料として

条例末尾の別表のように料金を定めるものであります。

次に第2条では、教育委員会は開放する学校、「開放学校」と言いますが、開放学校を指定いたします。

第3条では、開放する施設は、屋外運動場、グラウンドと屋内運動場、体育館、武道場といたします。

第4条では、学校開放事業に係る管理責任について定めております。

次に第5条では、事業を円滑に進めるため、各小中学校区にスポーツ開放運営委員会を設けます。

運営委員会の委員は10名以内で、学校区の住民代表やPTAの代表、スポーツ推進員、教員等で組織し、委員の任期は1年といたします。

次のページをごらんください。第6条になります。

第6条では、開放施設の利用に当たっては、登録された団体といたします。

第7条では、登録団体には管理指導員、これを1名以上置き、任期、管理業務、講習などについて定めます。

第8条では、利用の申請や許可等の手続について定めたものでございます。

第9条では、利用許可の取消し等について定めております。

次のページをお開きください。第10条になります。

第10条では、利用許可の制限について(1)から(3)号までに該当する場合は、利用の許可をしないというふうに定めております。

第11条では、暴力団の排除措置について定めております。

第12条では、登録団体の登録取消し、不適格となった場合の定めについて定めております。

次に第13条では、開放施設の使用料は無料とし、ただし照明施設を使用する場合、別表に定める照明施設使用料を納めなければならない、このように規定しております。

次に1ページおめくりいただきまして、第14条では、照明施設使用料の還付について、原則還付しないということにしておりますが、(1)から(5)号までに該当する場合は、還付ができることとしております。

次に第15条では、利用者が施設を損傷した場合、損害賠償を定めております。

第16条では、指定管理者の指定等について、学校開放事業を指定管理者に行わせることができ、その期間は指定を受けた日から5年以内というふうに定めております。

次のページをごらんください。17条になります。

第17条では、指定管理者が行う業務の範囲について、(1)から(4)号まで定めております。

第18条では、指定管理者が行う場合についての準用規定であります。教育委員会を指定管理者に、市長を指定管理者に読み替えるという規定であります。

第 19 条では、必要な事項は規則で定めることとしております。

最後に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

また、豊明市立学校照明施設使用料条例は廃止し、経過措置といたしまして、旧条例の規定により納付された使用料は、この条例の規定による使用料とみなすことといたします。

以上で豊明市立小中学校体育施設スポーツ開放条例の制定についてご説明を終わります。

No.24 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、議案第 43 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

伏屋行政経営部長。

No.25 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

議案第 43 号 平成 25 年度豊明市一般会計補正予算書(第 1 号)についてご説明をいたします。

1 ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,937 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 178 億 6,137 万 3,000 円とするものでございます。

それでは、歳出よりご説明いたしますので、8 ページ、9 ページをお開きいただきたいと思います。

まず、2 款 1 項 7 目 財産管理費の公用車管理事業は、財源で公用車広告収入を充当するための財源振替でございます。

なお、説明は歳入の項目でいたします。

続いて、11 目 市民活動推進費の都市・国際交流事業のコミュニティ助成金の 160 万円でございます。

平成 25 年度は豊明市国際交流協会設立 20 周年の年に当たり、記念式典を予定しております。式典運営の充実のために、かねてより申請をしておりました宝くじの助成金の決定がございましたので、このたび補正予算に計上のほうをいたしました。

これによりまして、式典運営に関して同時通訳及びレシーバーの設置などの一層の充実、支援が可能となります。

続いて、3 款 3 項の 1 目 生活保護総務費の生活保護事業の委託料 283 万 5,000 円は、8 月 1 日から実施予定でございます、生活扶助の基準引き下げに対応するための生活保護システムの電算改修委託料でございます。

なお、この経費は全額、国庫補助金で賄われます。

次に、6 款 1 項 5 目 農地費の土地改良事業の農地・水・環境保全向上対策支援事業負

担金の 92 万 9,000 円の増額でございます。

これは当初予算に計上している勅使水系の農地、水の保全活動に加え、かねてから申請しておりました農業用排水路の長寿命化工事が県から認められ、工事費の4分の1の 92 万 9,000 円を補正で追加するものとなったものでございます。

続いて、10 ページ、11 ページをお開きください。

8款2項1目 道路維持費の道路管理事業の委託料、道水路及び公共用物区域図作成委託料 427 万 3,000 円でございます。

現在、市が管理しております約 1,200 枚の紙ベースの道水路及び公共用物区域図を、より正確で迅速な業務遂行を可能とするため、このたびデジタル化を図るものでございます。

次に、9款1項4目 災害対策費の災害対策事業、全国瞬時警報システム自動起動装置設置工事費の 1,349 万 2,000 円でございます。

これは衛星回線を利用いたしました地震、津波、自然災害、テロなどの情報を傍受する Jアラートシステムに加えまして、このたび自動起動装置を整備し、メール配信システムを構築いたしますことで、住民に対し非常事態の情報を幅広く伝達することが可能となるというものでございます。

次に、10 款1項3目 教育振興費、教育振興事業の夢をはぐくむあいち・モノづくり体験事業委託料6万円については、地域の物づくりの名人から技と生き方を直接学ぶ体験学習でございます。双峰小学校の5年生に対して洋菓子職人さんが講師となります。

この事業は、平成 25 年4月1日に県から要綱を示されたものでございます。

次のページをお願いいたします。

同じく 10 款4項4目 文化財保護費、文化財保護事業 40 万 9,000 円でございます。

沓掛町に自生いたします天然記念物ナガバノイシモチソウが、本年3月 16 日に固有の種であることが学会で発表されました。名前が「ドロセラ トヨアケンシス エム・ワタナベ」という新しい学名がついたところでございます。

これを幅広くPRするために、チラシの印刷代として印刷製本費 30 万 9,000 円と、その説明看板を設置するための史跡整備等委託料 10 万円を計上いたしました。

続いて、7目 文化会館費、文化振興事業では、財団法人自治総合センターの宝くじ文化公演事業がこのたび採択されましたので、126 万 3,000 円を予算計上するものでございます。公演日は 11 月 23 日で、海援隊のコンサートの開催予定をしております。

この事業は、宝くじの社会貢献事業として上質な音楽等を提供し、地域社会に貢献することを目的としたもので、このたび積極的な事業採択への取り組みの結果、4月4日に交付決定されたものでございます。

本市の負担分といたしましては、公演に際しての運営スタッフへの舞台制作委託料として 25 万円と、入場料総額、総収入の半額でございます 101 万 3,000 円の合計 126 万 3,000 円でございます。

なお、入場料の設定は、宝くじ文化公演事業の基準により、通常公演の入場料相当額の半額とする決まりとなっております。

合計で 202 万 5,000 円の入場料は全額、市の歳入となる予定でございます。

続きまして、5項2目 体育施設維持管理事業の財源振替は、今年度単独経費で予定しておりましたバスケットゴール購入費 724 万 5,000 円に対しまして、スポーツ振興宝くじ助成金からの補助金 567 万円が採択されたことによるものでございます。

平成 24 年 11 月に申請を行い、これも積極的な事業採択への取り組みをし、この5月に正式決定を受けたものでございます。

14 ページ、15 ページをお願いいたします。

13 款1項1目 財政調整基金費、財政調整基金積立事業の 451 万 2,000 円でございます。

このたびの補正予算では、補助率の高い事業実施や積極的な補助金の獲得に努めた結果により、一般財源に余剰が生じたため、財政調整基金に積み立てをするものでございます。

続いて、歳入の説明をいたしますので、4ページ、5ページをお開きください。

13 款2項2目 民生費国庫補助金、セーフティネット支援対策等事業費補助金の 283 万 5,000 円は、生活保護基準変更に対応するための電算システム改修に係る補助金で、補助率 10 割でございます。

7目の消防費国庫補助金、防災情報通信設備整備事業交付金の 1,286 万 2,000 円は、全国瞬時警報システム自動起動装置設置工事費の 1,349 万 2,000 円に対する補助金でございます。

14 款2項9目 労働費県補助金 427 万 3,000 円は、土木課の道水路及び公共用物区域図作成業務委託料に対する緊急雇用創出事業費補助金で、全額が補助となっております。

続いて、3項6目 教育費委託金6万円は、夢をはぐくむあいち・モノづくり体験事業委託金で、双峰小学校で予定をされております。

次ページをお開きいただきたいと思います。

19 款5項4目 雑入の公用車広告収入の4万 8,000 円は、公用車3台を対象とし、1カ月当たり 2,000 円の8カ月分の計算でございます。

続いて、自治総合センター助成金の 160 万円は、豊明市国際交流協会設立 20 周年の式典運営に関して、その充実を目途として採択された助成金でございます。

続いて、文化会館自主事業入場料は、平成 25 年 11 月 23 日開催予定の宝くじ文化公演事業で採択されました、海援隊コンサートの入場料 202 万 5,000 円でございます。

続いて、日本スポーツ振興センター助成金の 567 万円は、福祉体育館のバスケットゴール購入費 724 万 5,000 円に対します、スポーツ振興くじの助成金でございます。

以上で説明を終わります。

No.26 ○議長(伊藤 清議員)

以上で日程6を終わります。

この際、お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、議員派遣の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.27 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

事務局長をして議員派遣の件を説明させます。

浜島議会事務局長。

No.28 ○議会事務局長(浜島吉孝君)

議員派遣の件。

平成 25 年6月6日

豊明市議会会議規則第 166 条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 友好自治体議員合同研修会

- (1) 派遣目的 住民交流の促進に係る行政施策の実情調査及び議員意見交換
- (2) 派遣場所 長野県木曾郡上松町
- (3) 派遣期間 平成 25 年7月 23 日から7月 24 日(2日間)
- (4) 派遣議員 伊藤 清議員、毛受 明宏議員、藤江真理子議員、
近藤 郁子議員、一色美智子議員、杉浦 光男議員、
山盛左千江議員、村山 金敏議員、安井 明議員、
月岡 修一議員、堀田 勝司議員

以上であります。

No.29 ○議長(伊藤 清議員)

ただいま、議題となっております友好自治体議員合同研修会への議員派遣については、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.30 ○議長(伊藤 清議員)

以上で討論を終結し、採決を行います。

友好自治体議員合同研修会への議員派遣については、豊明市議会会議規則第166条の規定により実施することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.31 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元の資料のとおり実施することに決しました。

ここで議事の都合上、暫時休憩といたします。

午前10時45分休憩

午後零時再開

No.32 ○議長(伊藤 清議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩前に可決をされました議員派遣につきましては、その後の情勢の変化等により変更を生じた場合には、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.33 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、さきに可決されました議員派遣について、変更が生じた場合の取り扱いは議長に一任と決しました。

休憩中に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果を委員長より報告願います。

堀田勝司議会運営委員長。

No.34 ○議会運営委員長(堀田勝司議員)

議長よりご指名がありましたので、この休憩中に開催しました議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

お手元に配付されておりますとおり、議員提出議案第8号 弁明書の提出についての提出がありましたので、その取り扱いについて議会運営委員会で協議をいたしました。

その結果、議員提出議案第8号を直ちに本日の日程に追加し、議題とすることといたしました。

なお、議員提出議案でありますので、提案理由の説明及び質疑の後、委員会付託を省

略し、討論・採決とすることといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.35 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、議員提出議案第8号が提出されておりますので、直ちに日程に追加し、議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.36 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第8号 弁明書の提出についてを直ちに日程に追加し、議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

月岡修一議員、登壇にて説明願います。

No.37 ○17番(月岡修一議員)

それでは、議長のお許しをいただきましたので、私のほうから議員提出議案第8号について朗読をもって説明をさせていただきます。

なお、文書が多岐にわたりますので、かぎ括弧以外の括弧については飛ばせて読ませさせていただきますので、ご承知おきいただきたいと思います。

議員提出議案第8号 弁明書の提出について。

豊明市議会は、「市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査に関する決議」に対する再議請求に対して、平成 25 年4月 26 日にさきの議決のとおり決定した議決について、地方自治法第 176 条第5項の規定により豊明市長から愛知県知事へ提起された審査の申立てに係る弁明書を、別紙のとおり提出するものとする。

平成 25 年6月6日

豊明市議会議長 伊藤 清 殿

提出者	豊明市議会議員	月岡修一
賛成者	豊明市議会議員	川上裕
	〃	平野龍司
	〃	平野敬祐
	〃	安井明
	〃	堀田勝司

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法第 258 条において準用する行政不服審査法第 22

条第1項及び第2項の規定により、愛知県知事から豊明市議会へ弁明書の提出要求があったため、弁明書を提出する必要があるからであります。

弁明書の内容に入らせていただきます。

愛知県知事 大村 秀章 様

豊明市議会議長 伊藤 清

平成25年5月17日付け25市第402号により弁明を求められた事項については、下記のとおりです。

記

1 事件の表示

審査申立人 豊明市長 石川英明

審査申立に係る議決 豊明市議会が、「市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査に関する決議」並びに「市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査事項の追加に関する決議」に対する再議請求に対して、平成25年4月26日に、さきの議決のとおり決定した議決

2 弁明書の趣旨

本件審査申立てを棄却するとの裁定を求める。

3 審査申立書記載事実の認否

審査申立書の「5 審査申立の理由」のうち、「市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査に関する決議」について平成25年2月26日に議決し、「市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査事項の追加に関する決議」について同年3月6日に議決し、同年4月24日付けの再議請求に対して同年4月26日にさきの議決のとおり決定した部分は認めるが、この議決が議会の権限を超え、または法令もしくは会議規則に反するという部分は争う。

審査申立書の「5 審査申立の理由」のうち、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)の7点に対する認否は以下のとおりである。

(ア)2月26日に議決された「市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査に関する決議」は、この決議名に含まれる「等」がどの範囲までを指すのか不明瞭とし、本件議決は抽象的に過ぎ無効、または議会の調査権限を超えるものとする部分は争う。

この点につき、本件議決をみると、決議案として提出されたことを受けて質疑及び委員会付託が省略され、直ちに討論・採決に入り、同決議名について、一部議員が「『 等』では、どこまでも調査の範囲が広がってしまう」といった反対討論をしたものの、そのまま採決し、議決したものでありの部分については認めるが、「議員の間で、内容について共通理解がなされた」とは到底いえないの部分については争う。

(イ)上記議決のうち、調査事項(1)「市長個人の所有する農地の取り扱いに関して、市長の職員に対する言動及び強要の有無について」は抽象的に過ぎ無効、または議会の調査権限を超えるものという部分は争う。

同調査事項についても、決議案に関する質疑は省略され、一部議員が「『農地の取り扱い』とはどういう意味かわからない」「『職員』が特定されていない」といった反対討論をしたものの、そのまま採決し、議決したものでありの部分は認めるが、「議員の間で、内容について共通理解がなされた」とは到底いえないの部分については争う。

(ウ)上記議決のうち、調査事項(2)「市長の農地法違反に関する事項」は抽象的に過ぎ無効、または議会の調査権限を超えるものという部分は争う。

同調査事項についても、決議案に関する質疑は省略され、一部議員が「『農地法違反』はいつのどのようなことを指すのか」といった反対討論をしたものの、そのまま採決し、議決したものでありの部分は認めるが、「議員の間で、内容について共通理解がなされた」とは到底いえないの部分については争う。

(エ)上記議決のうち、調査事項(3)「水稻生産実施計画書等の提出に関する事項」は抽象的に過ぎ無効、または議会の調査権限を超えるものという部分は争う。

同調査事項についても、決議案に関する質疑は省略され、一部議員が「『等』は何を指すのか」といった反対討論をしたものの、そのまま採決し、議決したものでありの部分は認めるが、「議員の間で、内容について共通理解がなされた」とは到底いえないの部分については争う。

(オ)上記議決のうち、調査事項(2)及び(3)は豊明市の事務と関連性は認められないとし、議会の調査権限を超えるものとして違法という部分は争う。

また、同決議案に関する質疑応答は省略され、一部議員が反対討論をしたものの、そのまま採決し、議決したものでありの部分は認めるが、やはり何を目的とした調査事項なのかは不明のままであるの部分については争う。

(カ)豊明市議会会議規則(甲5号証)は、第15条において、「議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。」と定めているところの部分は認めるが、「市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査事項の追加に関する決議」は、同じ平成25年3月定例月議会において、2月26日にすでに提出された事件と同一の事件についての部分は争う。また、再び提出したもので、規則に違反するものであるという部分は争う。

(キ)3月6日の議決により「市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査に関する決議」に調査事項として追加するという調査事項(4)は、「市長の職権濫用問題」に関連する調査事項と推測できるところの部分は認め、同調査事項(4)については、平成25年3月定例月議会の会期中、同年2月28日に行われた伊藤清議員による一般質問に対し、豊明市長である私が一部議員への政務調査費返還命令の期限であった平成25年1月8日を延期できる例外規定が法令においてあるのか否かを市職員に確認し、延期は認められない旨を市職員が私に伝えたに過ぎないことをすでに議会内で回答しの部分も認め、事実関係が判明しているのでありの部分も認め、職権濫用に係る行為がなかったことは明らかであるの部分は争う。

法第 100 条第 1 項に基づく議会の調査権の発動範囲は、真相究明をするために、その目的達成に必要な範囲に限られるのであるの部分については認める。

事件の真相解明をするための目的達成に必要な性がない調査事項であり、同事項を調査に加えることは、議会の調査権限を超えるという部分は争う。

4 弁明の理由

(ア) 決議の名称は他の決議と区別し、概ねの内容がわかれば良いものであり、申立人が主張するような調査内容を完全に反映するものである必要はないと考える。

また、2月 26 日に議決された「市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査に関する決議」は、平成 24 年 10 月 26 日の議決が、平成 25 年 1 月 30 日付け 24 市第 1437 号により県知事の取り消し裁定を受けた後、調査内容を精査し決議案を作成する際、新たな調査事項として「(3) 水稻生産実施計画書の提出に関する事項」を追加する必要が生じた。このため、決議名称に「市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査に関する決議」というように「等」を追加したものである。この決議案の提出に関しては、2月 26 日の本会議の予定議事が終了した後に休憩をとり、休憩中に開催された会派会議において提出者から「県知事からの裁定を受け、今までの百条委員会はなくなったが、まだ調査をする必要があるので、県の裁定を参考にこの案を提出した。調査項目も限定し、」などの提案説明を行っており、その後開催された議会運営委員会では、この決議案の取り扱いに関して、提案説明の後、質疑、委員会付託を省略し、討論・採決するという取り扱いが協議されている。このことは、議員の間で内容及び議事運営について共通理解がなされたものであり、「等」がついているからといって際限なく調査権が及ぶものではなく、あくまで調査事項に沿っての決議である。

したがって、審査申立人が「この決議名に含まれる『等』がどの範囲までを指すのか不明瞭」とし、「本件議決は抽象的に過ぎ無効、または議会の権限を超える」と主張することは誤りであると考えられる。

(イ) 2月 26 日に議決された「市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査に関する決議」の調査事項(1)「市長個人の所有する農地の取り扱いに関して、市長の職員に対する言動及び強要の有無について」は、平成 24 年 10 月 26 日の議決において、調査事項(1)「市長の職権濫用問題に関する事項」としていたものをさらに具体的に表記したものである。

市長の所有する農地について、平成 24 年 10 月 26 日の緊急質問に対して、市長自らが当時の産業振興課長を2回ほど呼んだと答弁している。調査事項(1)はこの事実について調査をするものであり、どの農地に関することか、あるいはどの職員に関することかは明らかである。

1月 30 日付けの県知事裁定「3 審査庁の判断 (1)」にもあるように、共通理解があったか否かを判断するに当たっては、文面上疑義の余地がないことまでは要せず、市議会における質問及びその答弁の内容も含め判断することが適当と考えるものであるが、さ

らにわかりやすく限定的、具体的に表記した調査事項である。

この決議案の提出に関しては、2月26日の本会議の予定議事が終了した後に休憩をとり、休憩中に開催された会派会議において提出者から「県知事からの裁定を受け、今までの百条委員会はなくなったが、まだ調査をする必要があるので、県の裁定を参考にしてこの案を提出した。調査事項も限定し、」などの提案説明を行っており、その後開催された議会運営委員会では、この決議案の取り扱いに関して、議案説明の後、質疑、委員会付託を省略し、討論・採決するという取り扱いが協議されている。このことは、議員の間で内容及び議事運営について共通理解がなされたものと理解している。

したがって、審査申立人の「抽象的に過ぎ無効、または議会の調査権限を超える」という主張は誤りであると考える。

(ウ)2月26日に議決された「市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査に関する決議」の調査事項(2)「市長の農地法違反に関する事項」は、平成24年10月26日の緊急議会での質問及び答弁にあるように、市長自らが農地法第3条の違反を認めているところである。この農地法違反に関連して農業委員会の一連の事務を調査し、市長の関係者への強要の有無について明らかにし、職員の労働安全衛生について調査するものである。

特に、審査申立人である石川市長のように1級建築士の資格を有し、農地法に関して通常の農家以上に知識を有する者ですら違反を犯してしまうことについては、今後、農業委員会としてどのような方策をとるべきかを調査し、再発防止策を検討することは、議会として大変重要な責務となる。

この決議案の提出に関しては、2月26日の本会議の予定議事が終了した後に休憩をとり、休憩中に開催された会派会議において提出者から「県知事からの裁定を受け、今までの百条委員会はなくなったが、まだ調査をする必要があるので、県の裁定を参考にしてこの案を提出した。調査事項も限定し、」などの提案説明を行っており、その後開催された議会運営委員会では、この決議案の取り扱いに関して、提案説明の後、質疑、委員会付託を省略し、討論・採決するという取り扱いが協議されている。このことは、議員の間で内容及び議事運営について共通理解がなされたと理解している。

したがって、調査事項(2)市長の農地法違反に関する事項は、いつのどのような違反を指すのか明らかであり、審査申立人の「抽象的に過ぎ無効、または議会の調査権限を超えるもの」という主張は誤りであると考える。

(エ)調査事項(3)水稻生産実施計画書等の提出に関する事項における「水稻生産実施計画書等」とは、平成25年2月28日の質問で明らかにしているように、一枚の様式が水稻生産実施計画書(兼助成金申請書)兼水稻共済細目書異動申告票兼戸別所得補償制度の交付金にかかる作付面積確認依頼書というように様々な書類を兼ねているためである。

この決議案の提出に関しては、2月26日の本会議の予定議事が終了した後に休憩をとり、休憩中に開催された会派会議において提出者から「県知事からの裁定を受け、今

までの百条委員会はなくなったが、まだ調査をする必要があるので、県の裁定を参考にしてこの案を提出した。調査項目も限定し、」などの提案説明を行っており、その後開催された議会運営委員会では、この決議案の取り扱いに関して、提案説明の後、質疑、委員会付託を省略し、討論・採決するという取り扱いが協議されている。このことは、議員の間で内容及び議事運営について共通理解がなされたと理解している。

したがって、調査事項(3)の「等」がどの範囲まで指すのかは明らかであり、審査申出人の「抽象的に過ぎ無効、または議会の調査権限を超えるもの」という主張は誤りであると考えられる。

(オ)市町村の事務は、広く一般住民の福祉向上などに寄与するものから、個々の住民等に直接かかわるものまで幅が広い。本委員会の調査事項(2)市長の農地法違反に関する事項及び(3)水稻生産実施計画書等の提出に関する事項は、確かに審査申出人の主張する「市長である私個人の所有に係る農地の取り扱いに関する事項」である面を持っている。しかし、その事務処理過程において、担当責任者である当時の産業振興課長を直接市長室に呼んで、指示などした疑いがある。しかもその後には産業振興課長が自殺をしたという事件が発生し、単なる職権濫用にとどまらず、職員の労働安全衛生に大きく影響する可能性のある問題なのである。

農地法違反に関しては、その現状、市農業委員会が違反を把握した状況、違反を認識した以降の市農業委員会の対応などについて、また水稻生産実施計画書等に関しては、提出書類の処理、未提出者への対応などの事務を調査し、市長であるがゆえに特別な配慮がなかったか、あるいは市長からの強要がなかったかなど、本市事務の内容について事実解明することは非常に重要である。

この決議案の提出に関しては、2月26日の本会議の予定議事が終了した後に休憩をとり、休憩中に開催された会派会議において提出者から「県知事の裁定を受け、今までの百条委員会はなくなったが、まだ調査をする必要があるので、県の裁定を参考にしてこの案を提出した。調査事項も限定し、」などの提案説明を行っており、その後開催された議会運営委員会では、この決議案の取り扱いに関して、提案説明の後、質疑、委員会付託を省略し、討論・採決するという取り扱いが協議されている。このことは、議員の間で内容及び議事運営について共通理解がなされたと理解している。

したがって、審査申出人の「調査事項(2)及び(3)は、市長個人の所有に係る農地の取り扱いに関する事項であり、豊明市の事務と関連性は認められない、議会の調査権限を超えるものとして違法」という主張は誤りであると考えられる。

(カ)3月6日に議決された「決議案第2号 市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査事項の追加に関する決議」は、2月28日の質問及び答弁の中で、政務調査費の返還命令を出した市長の職員に対する指示について新たな職権濫用の疑いが露呈したため、2月26日に議決された「決議案第1号 市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査に関する決議」に追加したものである。「当初議決した調査事項だけでは、調査の目的を果たせないため、議決した調査事項を超えて調査する必要がある場合がある。このよう

場合は、必要となる調査事項を追加し、当該調査事項についても 100 条調査権限を付与する手続きが必要となる。」正当な理由のある調査事項の追加の議決は、豊明市議会会議規則第 15 条に定めるいわゆる一事不再議にはあたらないものである。また、同規則第 15 条ただし書きに「ただし、事情の変更があった場合は、この限りでない。」と規定しており、新たな疑いが露呈したことによる調査事項の追加に関する議決である。

したがって、審査申立人の「同一事件について再び提出したもので、豊明市議会会議規則第 15 条に違反する」という主張は誤りであると考える。

(キ)調査事項「(4)政務調査費の返還命令の取り扱いに関して、市長の職員に対する指示について」は、審査申立人自身が述べているように、2月 28 日の質問及び答弁の中で明らかになった新たな疑惑である。審査申立人である市長自身が、政務調査費の返還命令を受けた山盛左千江議員らの要望書を市長室で受け取りながら、政務調査費の返還に納得しない山盛左千江議員らの同席のもと、担当である行政経営部長と財政課長を呼びつけ、返還金の支払期日の延期を調査させたのである。豊明市予算決算会計規則第 38 条に基づき、市長自らが 1 月 8 日を納期限とした政務調査費の返還命令に対して、不服申し立てという正規の手続きではなく要望書の提出という手法で延期を申し入れた議員を前にして、担当幹部職員等をその場に呼んで調べさせた市長の行為が職権濫用であると認める。

また、審査申立書に「議会内の勢力の張り合いや主流反主流などの特殊事情から、特定の議員の発言や行動の真偽を確かめるために 100 条調査権を発動する場合がある。この発動は表面はいかにも、その団体の事務であるから、その真相究明をするにしても、裏は政争のため又は党利党略であれば邪道であり、100 条調査の目的の限界を超えるものといえよう」と引用しているが、政務調査費の不正使用に関し、謝罪の記者会見を行った議員による要望書に関する事件を政争、党利党略と捉える引用を用いることこそ邪道と認める。

さらに、わずか半年間で 2 名もの職員を自殺という大変不幸な出来事で失った本市としては、再発防止のため職員の労働安全衛生に十分配慮した職場環境を実現することは極めて重要な課題である。

したがって、この調査事項を調査究明することは議会の適正な監視機能を発揮することであり、審査申立人の「調査事項(4)は、事件の真相解明をするための目的達成に必要性がない調査事項であり、同事項を調査に加えることは、議会の調査権限を超える」という主張は誤りであると考える。

以上の理由により、豊明市議会における前述の議決については、何ら法令違反に該当するものではなく、また、市民から議会に課せられた義務・使命を果たすものであります。愛知県知事におかれましては、地方自治体の議会における議決権の重要性を十分にご考慮いただき、速やかに本件審査申立てを棄却されることを求めて弁明いたします。

以上で壇上での私の説明を終わります。

議員全員の賛同をもってお願いを申し上げて終わります。

No.38 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

藤江真理子議員。

No.39 ○6番(藤江真理子議員)

それでは、弁明書全体について質問します。

百条委員会設置の決議がなされた2月26日の段階で、今、説明がありました弁明書に書かれているような説明は、本会議において提案者から一切なく、審査申立てにあるとおり、不明瞭で議員間の共通理解は得られておりません。

この弁明書に書いてある内容というのは、決議した当時から明確になっていたのでしょうか、お答え願います。

No.40 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

月岡修一議員。

No.41 ○17番(月岡修一議員)

私の記憶では今質疑にありましたように、当初からですね、この質疑内容は明らかになっている、そういった過程を踏まえて、百条委員会が設置されておりますので、何ら問題はないと思っております。

以上です。

No.42 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

藤江真理子議員。

No.43 ○6番(藤江真理子議員)

弁明書の中で見ていきますと、「平成24年10月26日の緊急質問に対して調査するもの」ということが述べられておりますが、なぜ2月26日の決議したときに説明せず、今になって弁明書で説明されるのか、お答えください。

No.44 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

月岡修一議員。

No.45 ○17番(月岡修一議員)

過去のことまで詳細について記憶は定かではありませんが、議会のこの問題の一連の流れについて、まあ進め方において、一応このような処理がなされたと思っておりますので、決して違法性を持って現在のこういった弁明書につながったのではなくて、問題を処理していく過程において現在に至っておりますので、何ら問題はないと思っております。

以上です。

No.46 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

早川直彦議員。

No.47 ○11番(早川直彦議員)

質問させていただきます。

4の弁明の理由、(ア)「概ねの内容がわかれば良いものであり」とありますが、この行政が発行する100条調査のハンドブックには、個別・具体的な調査事項を決議する必要があると書かれています。

当然、これは決議名に対しても、具体的にしないと私は考えておるんですが、これが書いてある100条のハンドブックと整合していません。

これについて、その根拠ですね、どうしてこういうふうに主張されたのかというのを、1点お聞きしたいのと、次にですね、4の弁明の理由の(ア)、名称の「等」について、この「等」は、水稻生産実施計画書等の提出を追加したことによる弁明書とありますが、これは何法に抵触する疑いがあるから調査するのか、また、この調査の目的というのはいかなるのか、お聞かせください。

あと、さらにもう一点、この弁明の理由の(ウ)の(2)の「市長の農地法違反に関する事項」について、これについてお聞きします。

この中にですね、「この農地法違反に関連して農業委員会の一連の事務を調査し、市長の関係者への強要の有無について明らかにし、職場の労働安全衛生について調査するものである」と書いてあります。

この市長の関係者とは誰のことを指しているのか、また、ここでいう職員とは誰のことなのか。対象者が抽象的かつ不明瞭でありますので、説明を求めます。

No.48 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

月岡修一議員。

No.49 ○17番(月岡修一議員)

たくさんの質問をいただきましたので、また、十分に答え切れないかもしれませんが、百条委員会を設置するに当たり、質疑内容を十分に精査して、当時の状況における質疑内容を精査されたものでありますので、内容は不明瞭でも何でもなくて、それに基づいてやってきておりますので、全く問題はないと思っております。

それから、何だったのかな、後のほうからいきますと、「等」ということに関しましては、やはり1つの問題を多面的に角度を変えてみると、やっぱり関連した問題が浮上する場合がありますので、そういった問題も含めて、百条委員会の調査権限の中でやれる、そういったものを、日本語独特の「等」という、こういったすばらしい言葉を用いて、内容を精査しておりますので、これも問題はないと思いますし、市長に関するこの調査権限が不明瞭だとおっしゃいますけど、市長に関する人といいますのは、個別名まで、調査委員会の設置の中で、今、私の口から挙げる、そういったまでの能力はありませんが、それは次第にこれから明らかになっていくと思いますけれども、当然ながら、この事件は市長個人にかかわる人々、関連する人々といいますと、ある程度限定されるかなと。

それを今、私が誰と誰とか、こういう人、立場と言うと、また恐らく追加した余分な質問が飛ぶと思いますので、それは申し上げますが、そんなことは、この問題に関して百条委員会を傍聴した人間であれば、当然ながら理解をすべきであると思っておりますが、そのほかの質問に関しては、ちょっと忘れましたので再度、質問してください。

以上です。

No.50 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

早川直彦議員。

No.51 ○11番(早川直彦議員)

農地法違反に関連して、市長関係者への強要の有無についての関係ですね、「職員の労働安全衛生について調査するものである」と。この市長の関係者というのは誰なのかと、また、その職員というのは誰のことかというのをお聞きしたいのと、あと水稻生産実施計画書等のですね、これ何法に抵触するのか。

これは当然、具体化されてなければ、それはどこからどこまで「等」が広がるのかと、それは市長がそういうふう考えるのも当然でありますので、この辺、明確に答えていただ

きたいのと、あと市長の農地法違反に関する事項の(2)ですね、これは私は農地法違反の調査だと思っていたんですが、これは職権濫用の調査ということでよろしいんでしょうか、お聞かせください。

No.52 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

月岡修一議員。

No.53 ○17番(月岡修一議員)

先ほど申し上げましたけれども、質問事項を細かくしていただけるとよかったですけど、市長の職場環境に関する問題については、今の百条委員会がこういう調査継続中ですので、今、こういう壇上で対象者を挙げるとか、具体的に私の立場から申し上げる、そういった立場ではありません。

調査委員会、百条委員会というのは、それなりの法令で定められた委員会であり、委員長、副委員長、そして委員がいるわけですから、その中でこれから明らかになっていけばいいことですので、今、お答えする場所ではない。

それから、水稻生産に関しての余分な調査をしているようですけれども、先ほどから申し上げておりますように、非常に百条委員会の中でもいろいろ提出する部分の質疑がありました。専業農家としてやる場合において、やるべきことをやってあるかという、そういったことが再三の質疑でありましたけれども、そういった質疑に対して、当事者の市長さんからなかなか明確な答えが返ってこない。

そういった内容からも、委員でなくても傍聴していれば、この内容がどういったことであるか承知されていると思いますが、そういったものをいたずらに、こういう場所で質疑をしてくるということは、私から見れば大変失礼な議員だなと思います。

以上です。

No.54 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

近藤恵子議員。

No.55 ○5番(近藤恵子議員)

それでは、まず3点伺います。

最初に、弁明の理由の(ア)のところにあります、今回、(ア)の1、2、3、4、5、6、7行目、「調査内容を精査し決議案を作成する際、新たな調査事項として」云々で、「必要が生じた」とありますけれども、議会内において調査内容を精査し、決議案を作成したりという

作業を行ったりとか、また「追加する必要が生じた」とありますが、そういった結論を出していませんけれども、これはいつの何のこともって示されているのか、少し説明してください。

それから、調査項目の追加についてですけれども、先ほど新たに加えられた事項で、その中で調査事項の追加に関して、100条ハンドブックの引用があります。

「当初議決した調査事項だけでは、調査の目的を果たせないため、議決した調査事項を超えて調査する必要がある場合がある」と。この項目は、確かにこの100条調査のハンドブックの引用で、そこにありますけれども、この中で、明らかにその前段としてある部分においては、「100条調査を進めていくうちに、当初議決した調査事項だけでは、調査の目的を果たせないため」とあります。

今回の項目の追加は、その間において百条委員会は全く開かれておらず、調査をしていく上で追加の必要が認められたものではありません。

もし、新たな事項が見つかって、そういった中において追加されたものであるというのなら、「その後において」となりますけれども、この辺についてなぜ、この最初の「調査を進めていくうちに」というところの引用をあえて飛ばして、このような説明をされたのか、その理由をお聞かせください。

それから最後のほうで、後ろから2枚目のところにありますけれども、政務調査費の返還命令に対してですけれども、「不服申し立てという正規の手続きではなく」とありますけれども、政務調査費に関しては不服申し立てができないという判例もありますので、どうしてこれが正規の手続だとおっしゃるのか、その理由を説明してください。

No.56 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

月岡修一議員。

No.57 ○17番(月岡修一議員)

不服申し立てに関しましては、市長に対して正式に申し立てをする場合は、そういった不服審査申し立てという正規の手続きをとるべきだろうという判断をしているわけです。

したがって、あなた方、一部の議員がとられた行動は、やはり必要以上に市長に異常な行動をとらせてしまったという、一番追加議案のもとになるものをつくったのは、あなた方、当事者じゃないですか。はっきり言ったら、市長にとってはえらい迷惑なことですよ。

こういったことを、市長室に行って、市長が職員を呼びつけて、こういった延期ができないかというようなことは常識では考えられない。そういったことをしたことが原因でありますので、そういうことに関して私に質疑をぶつけること自体が、私はまさに不自然であります。

不思議なことをされるなという気がしておりますけれども、最初の質問に戻りますけれども、「調査内容を精査し」ということにつきますと、委員会が開けていようといまいと、この終

了するまでの期間の間に、新たな疑惑が生じた場合は当然、百条委員会という委員会が設置されている、その調査権限の中で必要と認められた場合は精査して、それを調査事項に加えるのは当然の理じゃないですか。

何を考えてそんな質問をされているのか、よくわかりませんが、問題があるからこういう問題になって、問題がなければ我々もこのような余分な時間を延々と費やす必要もない。その一部を担っているあなたたちが質問するようなことでも何でもない、そんなことは。

もう一つ、何かありましたね。まあ忘れまして。

終わります。

No.58 ○議長(伊藤 清議員)

そのほか、ございませんか。

(答弁漏れですの声あり)

No.59 ○議長(伊藤 清議員)

一定の答弁をいただいたとっておりますので、そのほかにごございませんか。

近藤恵子議員。

No.60 ○5番(近藤恵子議員)

済みません、もう一度言いますので、しっかり聞いていてくださいね。

ページ数もちゃんと申し上げます。1、2、3、4、5、6ページ目、弁明の理由の(ア)です。(ア)の1、2、3、4、5、6、7行目です。

『調査内容を精査し決議案を作成する際、新たな調査事項として「水稻生産実施計画書等の提出に関する事項」を追加する必要があるが生じた。』。「必要がある」とありますけれども、調査内容を精査したり、決議案を作成したりする作業は、議会内では行っておりません。

また、その「必要がある」ということも、議会内での議題にはなっておりませんが、こういったことがいつ、どこでなされたものであるかの説明をしてください。

No.61 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

月岡修一議員。

No.62 ○17番(月岡修一議員)

先ほども答弁をしたつもりでおりますけれども、こういったことは、百条委員会を開いて一々、こういった問題というのではなくて、百条委員会が開かれた期間の中で、新たな問

題の提起があった場合に、我々の知らなかったものが、新たな疑惑が浮上した場合に、これを…。

(要旨が違いますの声あり)

No.63 ○17番(月岡修一議員)

これを精査して、…。

No.64 ○議長(伊藤 清議員)

静粛に願います。

No.65 ○17番(月岡修一議員)

これを精査して、百条委員会の質問項目に加える必要があるという精査をすれば、当然、それは百条委員会の席上で諮って…。

(要旨が違いますの声あり)

No.66 ○議長(伊藤 清議員)

静粛に願います。指名のない発言については、厳禁とさせていただきます。自粛をしていただきたい。2回目の注意になります。

No.67 ○17番(月岡修一議員)

議長、全くこういう人の話を聞かない、異常な議員がいる。これがそもそもですね、こういう問題、本当に市長も大変気の毒だと思うんですね、こういう議員がいること自体。

自分たちが大きな問題を提起している、必要以上の質疑をしている。問題があるから百条委員会の中で追加事項をしたりして、内容を追加したりして精査をしていく、そういったことを繰り返しているのであって、精査していけないということはありませんので、絶えずこれからも、また新しい問題があれば、あるいは追加事項として質問事項に加わるかもしれません。

そういったことは、この百条委員会が終了するまではいろんなことがあるわけですので、それは当然そのような承知をしているべきかと思いますが、以上です。

No.68 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.69 ○12番(山盛左千江議員)

今までの他の議員の質問の中で答弁漏れと思われる部分がありますので、まず、その部分から質問をしていきたいと思えます。

ゆっくり申し上げますので、答弁漏れのないように、よろしくお願いいたします。

まず、早川議員が質問されました「等」の内容ですね、「水稻生産実施計画書等の提出を追加した」、これが「等」であるというふうに弁明書に書かれていますが、この実施計画書は何法に抵触する疑いがあるから、調査項目に「等」とつけて加えたのでしょうか、その経緯と目的、調査の目的についてお答えいただきたいと思えます。

ちょっと答えやすくするために、農地法違反なのか、職権濫用なのか、そういった具体的に明確にお答えいただければ、ありがたいかなというふうに思っております。

それからもう一つ、答弁漏れの件です。

早川議員が同じく質問された(ウ)の調査項目の(2)に当たりますが、「市長の農地法違反に関する事項」が調査項目にあります、この説明、行数はちょうど真ん中あたりになります、(ウ)の弁明書の中の真ん中あたりになりますけれども、「この農地法違反に関して農業委員会の一連の事務を調査し、市長の関係者への強要の有無について明らかにし、職員の労働安全衛生について調査するものである。」。

(2)の農地法違反に対する事項は、「職員の労働安全衛生について調査するものである」と弁明書に書かれているというふうに読み取れますが、農地法違反の調査ではなく、職権濫用につながる調査のことというふうに読み取れますが、その理解で間違いなかったかどうか、お答えください。

ここまでが、答弁漏れの部分の質問です。

これから、私が…。

(もう1つずつの声あり)

No.70 ○12番(山盛左千江議員)

いやいや、2回しかできないので、ごめんなさい。

申しわけありませんが、ゆっくりやりますので、続けて質問いたします。

(オ)の部分ですけれども、(2)、(3)の調査事項の弁明の部分について質問いたします。

弁明書には、審査申立てのとおり、「市長個人の所有に係る農地の取り扱いに関する事項である面を持っている」と、ここは認めていらっしゃいます。

が、その後、続いて、当時の産業振興課長が自殺したことから、「単なる職権濫用にとどまらず、職員の労働安全衛生に大きく影響する可能性がある」というふうに続けていらっしゃるわけです。

そこで、お伺いいたします。

昨年10月26日の緊急質問の2日前、10月24日に、当時の産業振興課長のご親族から申入書が提出されました。その内容は、議会でこの件について触れてほしくないという趣旨のもので、緊急質問をされることに憤りを感じるという強い内容であったと確認いたし

ました。

また、遺族から市長に「仕事が原因ではない」といった言葉があったことも、答弁で明らかになっております。提案者はこの点をどのように認識し、この弁明書をお書きになったのか、お答えいただきたいと思います。

もう一つ、(カ)の部分ですけれども、3月6日に政務調査費の部分についての追加がされました。その点について質問いたします。

弁明書には「2月28日の質問及び答弁の中で、新たな職権濫用の疑惑が露呈した」と書かれております。「新たな」という点について確認したいと思います。

問題とされている市長への要望書の提出は1月8日でありました。市政会の議員は2月1日にこの要望書の公文書公開請求をされ、2月8日に開示されています。

この件に関する一般質問の通告は2月21日に提出されています。さらに1月8日、本件で市長室に呼ばれた職員を議長室に呼びつけ、市政会の議員が正副議長の立ち会いのもと、事実確認をしていますね。

このことから、「2月28日に初めて明らかになった」ということは、事実と反する弁明ではないでしょうか、お答えいただきたいと思います。

以上、4点お願いいたします。

No.71 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

月岡修一議員。

No.72 ○17番(月岡修一議員)

今の2月28日の件は、この日に明らかになったのではなくて、この日は確信を持ってたという日だと思いますね。

それから、「一方的に市の職員を会派室へ呼んで」とおっしゃいますけど、そういった事実ではなくて、なぜ平気で、こういった貴重な場所の議会の中で、いかげんなことを発言をされるのか。

当局の皆さんが必要があって話し合いの場を設けてくれということで、お話を聞く機会があったということで、我々はですね、いかにもその議員がですね、我々の虎の威をかりたような威圧的なことをやっているように言われますけど、そんなことではない。

あなたはもっと、創作するのなら議員をやめて、別の職業に変えた方がいい。そんないかげんなことを質疑してはだめですよ。もう職員さんと我々の本質的なそういうおつき合いといいますか、信頼性が失われますよ。きちっと信頼性を持った上で、お互いの関係を保った上で、いろいろと職務上やっておりますので、誤解のないように発言してください。

それから、早川議員の再質問をわざわざ山盛議員がおっしゃいましたけど、そんなことに対してわざわざ答える必要もない。

この弁明書は、愛知県知事、大村知事が内容を読んで精査して、理解をしてくれるためにつくり上げたものですので、知事が判断する貴重な材料です。知事が理解をしてもらえばいいものでありますので、事細かに揚げ足を取ったような質疑に対して答える義務もないし、そのような気持ちもないです。

よくよく読めば、「等」というものが何を示しているのか、当然ながら議員をやっている人間ならば理解を示していかなければいけない。今、きょうに始まったことではない。もう数カ月間にわたって数回、この議会、百条委員会も繰り返している。

そういう中で、わざわざ揚げ足を取った質問をしてきていることは、何の価値があるのか、非常に残念でなりません。問題があるから百条委員会を設置しているのであります。

もう一つ、山盛議員のですね、担当者である当時の産業振興課長を直接市長室に呼んで指示をした疑いがある。これは疑いがあるから、やはり調査をさせていただこうと、そういうことではないんですか。だったら、きちっと疑いがないければ疑いを晴らしましょうと。

しかし、当時の当事者の山盛議員がこんなことを質問することはおかしいでしょう。自分たちが要望書を持って市長室になだれ込んでいって、市長を呼びつけて、要望書を突きつけて、1月8日、当日にですよ、延期できないかと、とても私はこれは暴挙という以外にないわけですよ。私はですね、19年間やってきても、こんな度胸のある暴挙はできません。本当に石川市長さんも大変苦労されたらうなと心が痛みます。

仕方なしに石川市長さんは担当者を呼んで、山盛議員、ほかの議員にですね、できるだけ、まあ選挙でお世話になった議員ですので、手当てをしてあげたいという親心で呼ばれたんだと思いますが、かえってそれが議会内では大きな問題になってしまったということだと思います。

ですから今後、この委員会の中で今、山盛議員が「わからない」というこの内容については、多分明らかになってくる時期が来ると思います。

それはそれなりの手法をとっていきますので、必ずどういう過程なのかは明らかになりますので、まあご期待をして待っていただければと思います。

以上で終わります。

No.73 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.74 ○12番(山盛左千江議員)

残念ながら、議会内で共通理解を得るために、この弁明書の内容も含めて議会が100条調査を進めていく、その大もととなる部分を確認したいと思って質疑をしているにもかかわらず、ほとんどの部分について答弁をいただけなかったということは大変残念である。

それに加え、今回の100条と関係のない部分について、批判されたことについては、…。

No.75 ○議長(伊藤 清議員)

質疑をお願いいたします。

No.76 ○12番(山盛左千江議員)

遺憾であるということを一言申し上げますが、…。

No.77 ○議長(伊藤 清議員)

質疑をお願いいたします。

No.78 ○12番(山盛左千江議員)

はい。

今までの私の質問について答弁がありませんですから、もう一度お伺いいたします。

「等」と書かれているものの中身のことを、「等」がいいか、悪いかを、今言っているわけではありません。いいですか。

「等」は、水稻生産実施計画書の提出のことだというふうに書いてあるわけですが、その水稻生産実施計画書の提出は、何法に抵触する疑いがあるから調査するのですかということをお聞きしておりますので、それをお答えください。

(議長の声あり)

No.79 ○12番(山盛左千江議員)

まだあります。

農地法違反の調査ではなく、農地法違反に関する事項で本来求めようとしているその目的は、職権濫用というふうに書いてあるんですが、それで間違いはないか、あるか、それだけで結構です、お答えいただきたいと思います。

それからもう一つ、ご親族から申入書が出ていたことをご存じですか、ご存じなかったですか。まず、そのことについてのみ、それなら答えられると思いますので、お答えいただきたいと思います。

あつ、まだまだ、まだまだ、あります。済みません。

(覚えられないの声あり)

No.80 ○12番(山盛左千江議員)

あつ、簡単ですので。

それじゃ、もうメモとってください。もう一度、言いましょうか。

(あつ、いいですの声あり)

No.81 ○12番(山盛左千江議員)

答弁漏れがないために、よろしいですか、答弁できますか。

No.82 ○議長(伊藤 清議員)

質疑を続けてください。

No.83 ○12番(山盛左千江議員)

大丈夫ですね、はい。

では、きちっとお答えできるということで、続けさせていただきます。

政務調査費の返還命令に関することについて再質問をさせていただきます。

職員を議長室に呼んだんですよ。それは私がつくっているわけでもなく、思いついて言っているわけでもなく、…。

No.84 ○議長(伊藤 清議員)

山盛議員に申し上げます。

弁明書の内容についての質疑に限定をしていただくよう、お願いをいたします。

No.85 ○12番(山盛左千江議員)

わかりました。気をつけてまいります。今、月岡議員が誤解をして答弁されていたと思いますので、そのことについて誤解だけは解きたいと思いますので、よろしく願います。

No.86 ○議長(伊藤 清議員)

そういう場ではありませんので、質疑をお願いをいたします。

No.87 ○12番(山盛左千江議員)

伊藤議員の一般質問の中に、「私たちは議長、副議長の立ち会いのもとで、特別委員会の委員長として確認させていただいた」と書いてあるんですよ。そのことだけをご承知おきをいただいた上で質問をいたします。

議長室に呼びつけ確認した、その内容についてであります。

市長は「職員に返還期日延長が法的に可能であったかどうかを調べるよう指示したものである」、これも会議録の中に書かれております。

そこで恫喝をしたとか、法を逸脱してまで延長を命令したとか、1月8日の1回限りではなく、何度も何度も延長をするように市長が指示したのか。さらに、そのことについて職員は

悩み、労働安全衛生にかかわる深刻な事態になっていたと訴えたのか。

要するに、調査の職権濫用の自殺につながるような、労働安全衛生にかかわるような事件であったというふうになぜ認識ができたのか、そのことについて確認をいたしたいので、お願いいたします。

これはですね、これはですね、よろしいですか、一事不再議のことにかかわるわけです。新たな事実、新たな疑い、それから正当な理由があった場合に、一事不再議に当たらないと弁明書に書いてあります。

ですから、このことを追加することが、いかに必要であったのか、その部分をしっかり説明をしていただくことが、一事不再議に当たるのか、当たらないのかの大きな判断になりますので、お聞きしたわけです。よろしいですか。

職員が恫喝されたとか、法を逸脱してまで命令されたとか、1回限りでなく、何度も何度も指示されたとか、それを悩み、労働安全衛生にかかわる深刻な相談を受けたのか、そのことについて答弁を求めます。よろしく申し上げます。

No.88 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

月岡修一議員。

No.89 ○17番(月岡修一議員)

「あと一つ、質問します」という過程において、随分長いこと質問されましたけど、まず、僕、重要なことがありますね。まあ残念ながら自殺された成田課長の家族の方からですね、いろいろと山盛議員に家庭内の事情とか、そういった文書が配付されたんでしょうか、届けられたんでしょうか。読んでないし、聞いてないし、なぜ山盛議員に行かなくちゃいけないのか、そんなことが。

そんな特殊な関係なのかわかりませんが、なぜ、こんなことでそんなことを言うのか。本当に僕、何でも質疑すればいいということじゃないですよ。誰も好きである世に行く人はいない。それぞれやっぱり生涯問題を抱えて、それぞれの立場で苦しみ、悩み、葛藤があったわけですよ。

そういったものが、もし課長に対して、はなむけの1つの手段として、こういった問題が今後職員にも及ばないようにいい方向に行く、そういった職場環境を築きたい、そういった基本的な考えがあるから、これを当然ながらつけ加えたわけです。

家族の話を、我々が見た文書でもない、何でもないものを、自分が全く知り得たように、自分だけがそういう要望をいただいたようなことを披露していますけど、だったら、その文書を表に出しなさい。何を言っているんだ、本当に。そんなことを、亡くなった方の家族の問題を、こんなところで披露してどうするんだ。

それから、「共通認識が持てない」とさんざん言っていますが、彼らはどんな認識で言

っても、必ずこの質問のように、どんな委員会でもそうです、必ず反対、反対、反対。それが市長を守る、そういうつもりでいるのか知りませんが、どんなことを、どんないい提案をしても反対ですよ。必ずいろいろと反対したり、いちやもんをつけてくる。まあそういった性格の人たちに、こういった弁明書を、じゃ、どういうふうにつくったら理解されるのか、どんなものをつくっても理解されませんよ。

それから、法律的に判断しなさいというけど、私は法律家でも弁護士でもない。法律知識もないです。また間違っ、今こんな公の、ずっと私の答弁は残っていくわけですよ、記録として。そんな中で私が答弁できるわけがないじゃないですか。

だから、先ほどまで申し上げているように、あくまでも愛知県知事がこの内容を精査して判断をするための、そのための弁明書だと申し上げているじゃないですか。

それについて共通の認識がないとか、いろんなことを、茶々を入れるようなことをするんだったら、自分たちで最初から弁明書をつくって、愛知県知事に届けたらどうなんですか。そういう努力もせずに、絶えず何かというと、この議会の対立構造をつくり上げて、もう選挙は終わったんですよ。選挙前の構図ですよ、それは。

今は、市長をあなた方は守らなきゃいけない、そういう立場ですよ。市長がいかに孤立しているか、本当に気の毒だと思う。一生懸命やっている市長を支えなきゃいけない、そういう立場にいる者が、どんどん、どんどん、市長が苦境に至るような言動にあふれている。非常に僕は不自然でしょうがない。

頑張っているところは、我々も市長が頑張っているところは認めてあげたい、そういう立場ですよ。

まあとにかくですね、先ほど申し上げましたように、どんな質問をされようと、それはその質問をされる議員の勝手ですが、この弁明書はあくまでも愛知県知事 大村秀章さんが、この内容を見て精査をして答えを出す内容でありますので、そういった答えに尽きます。

以上で終わります。

No.90 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.91 ○議長(伊藤 清議員)

以上で議員提出議員第8号に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は議員提出案件でありますので、委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.92 ○議長(伊藤 清議員)

賛成多数であります。よって、本案は委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ること
に決しました。

ここで、議事の都合上、暫時休憩とさせていただきます。

午後1時8分休憩

午後1時20分再開

No.93 ○議長(伊藤 清議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

これより、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

早川直彦議員。

No.94 ○11番(早川直彦議員)

弁明書に対し反対の立場で討論をします。

弁明書の内容や今の質疑においてですね、100条調査の内容が議会の中で共通認識
なされているとは到底思えなくて、また、調査事項に対し具体的に事件を特定し、その内
容が何法に違反しているのかが、はっきりしてしていないということが明らかになったので
はないかと、私は思いました。

なぜかという、弁明の理由の(ア)ですね、決議の名称に「等」を追加した理由として、
本年1月30日、知事の取り消しの裁定後、「(3)水稲生産実施計画書等の提出に関する
事項を追加する必要があるが生じた」からとしています。水稲生産実施計画書は、これは補助
金申請のための書類でありまして、これは法的根拠というのは基本的になく、提出してい
ないことイコール即違法性でないということでもあります。

100条は不祥事事件等に対して調査するものであります。違法となり、書類の提出の
「等」が名称に追加されたということが、これ自体が大きな問題ではないかと私は思いま
す。こうした安易な決議が不明瞭、かつ抽象的であり、共通理解が得られない原因だと言
わざるを得ません。

また、弁明の理由の(ウ)調査事項の(2)ですね、「市長の農地法違反に関する事項」に
ついては、議決を採決する際、「農地法違反は、いつどのようなことを指すのか」といった
反対討論がありましたが、この弁明書を見ると、農地法に関する調査ではなく、市長の職
権濫用問題のこの調査であるとも読み取れます。

決議のときの調査事項については、全く共通理解ができていなかったことが、これで明ら
かになったのではないかと、私は思っております。

では、どうしてこういう状況が続いているのかと、私なりに考えてみたら、これは100条調
査の目的を、各議員がどのように捉え、考えているのかというところがまちまちである、そ

こが問われているのではないかと思います。

この100条調査のハンドブック、この100条調査の目的には次のように書かれています。

100条調査の目的は、地方公共団体の事務にかかわる範囲で起こった不祥事事件等に対し、当該不祥事事件等が発生するに当たっての原因として、当該団体の組織や人事管理に問題がなかったのか、不祥事事件等が起こった背景はどのようなものであるのか、事務の執行が適正に行われていたか、そして今後どのようにすれば、このような不祥事事件等が起こらないような体制を築くことができるのか。

つまり、当該団体として、当該事件等の再発防止をするにはどのようにすればよいのかについて、調査することを目的としている。

これを私は、この原点である100条調査の目的を十分共通認識していれば、このような状況はなかったとっております。

この100条調査に対して、石川市長が県に審査申立てをするということは当然であり、私はすぐにでも100条調査自体をやめるべきと考えます。

また、共通理解がなされていないので私は質問したんですが、提案者に説明していただけません。大変残念でたまりません。

以上で反対の討論を終わります。

No.95 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

近藤恵子議員。

No.96 ○5番(近藤恵子議員)

済みません、今回のこの弁明書について、その内容の1つずつで、先ほど知事に対しての説得力とか、そういったことがありましたので、ちょっと項目の1つずつについて、私は不十分だと思っておりますので、その点について少し述べさせていただいて、反対の討論といたします。

まず最初に、弁明の理由の(ア)のところですがけれども、このところにおきまして、実は大変申しわけない言い方になるかもしれませんけれども、「また、2月26日に議決された」から「生じた」というところにおいて、これは、そんなことを言う場であるかどうかはちょっと疑問であります、主語、述語がはっきりしておらず、これが何を示すのかというのが、まあ一般的においては理解できないおそれがあります。

この辺については、やはりもう少し最初から、知事にしっかり理解していただくという意味においてであるなら、文書をもう少し何が何であるかというところを、はっきりされるべきであったかなと思っております。

そして、先ほども質問させていただきましたけれども、「この調査内容を精査し、決議案を作成する際」とありますけれども、これは議会ではなく、提案者が会派内で行ったことであ

りますので、こういった議会としての弁明書の中に、会派内でのことを書くというのは説得力がないと思いますので、もしそれであるならば、私が、だから「これがいつなされたか」という質問をしたんですけれども、これを書かれるのであるならば、その生じた理由が逆に明示されていけばいいんですけれども、生じたからやるんだと、なぜ生じたかというところがないというところで、説得力がないと思っております。

そういった意味において、この辺においては不十分だと思っております。

また、最後から3行目のところで、『「等」がついているからといって際限なく調査権が及ぶものではなく、あくまでも調査事項に沿っての決議である。』とあります。

これは後からの追加の事項にもかかわってきますけれども、そこでの論点の整合性がとれません。これは後のほうで述べさせていただきたいと思っております。

それから4番目、(イ)のところにおきまして、このところで10月26日の議決について追加というような趣旨があります。

先ほども、この中において会派会議の結論とかが出ていますけれども、結果的に言うと、10月26日の議決及びその話し合いはなかったものになっておりますので、提案の説明なり、そのときにおいて10月26日のものにおいて、追加するという説明があればいいんですけれども、そういったものがないまま、こういったものを持ってくるというところは、そのところにおいて議会で共通認識があったか、ないかというところは、大変大きな問題に、知事の裁定においてはなってくると思うので、そのところは、もう少し明確に書かれていなければいけなかったと思っております。

それから、ここにあります「知事の裁定において」と書いてありますが、「共通理解があったか否かを判断するに当たっては、文面上疑義の余地がないことまでは要らない」と。「市議会における」、「議会」におけるですね、「質問及びその答弁の内容も含め判断する」とありますけれども、今回、会派会議の議事録が出ておりますけれども、会派会議というのは、まあ議会におけるの正式の議決とか、そういった場であるか、ないかは、もう一つあると思っておりますけれども、委員会なり議会なりにおけるのやりとりの質問とか、そういったものに対する答えが全くないまま、今のこの弁明書まで来ているという意味においては、もちろん文書上に疑義がないことは必要じゃないけれども、「議会における質問その他の答弁の内容も含め判断する」とありますが、その部分が欠けていると、今回の弁明書においては思いますので、これでは知事に対する説得力がないものと思っております。

それから(ウ)の中において、市長の職権濫用とか農地法違反に関する事項とありますけれども、その中の「今後、農業委員会としてどのような方策をとるべきかを調査し、再発防止策を検討することは、議会として大変重要な責務となる。」とありますけれども、この辺については、農業委員会のあり方を調査するというのは、今回の目的ではないので、そういった目的外のものをここに広げるというのは、先ほど言いましたように、最初のところにおいて、調査の内容を限定するというところにおいては、かなり論点を広げているものであって、こういった解釈を最初に限定すると言っておきながら、こういったところでは、みず

からの都合のいいように解釈を広げているというような印象を与えているので、この部分においても説得力が欠けると思います。

それから後は、まあ今回、ここにおいて議会運営委員会なり、会派会議なりの議事録が出ていますけれども、それが議員の中で何ていうのか、共通理解のものの根拠としてなされていますけれども、このことにおいて、ここにも書いてあるように「内容」とありますけれども、この中の引用で、この会派会議の記録によって、「議員間での内容及び議事運営について共通理解がなされた」と理解している。」とありますけれども、内容が理解されたかどうかは、この会議録から読み取ることは多分難しいと思うので、これで内容が理解されたというのは、これも説得力に欠けると思います。

まあ議事運営に関して共通理解はあったと思いますけれども、かえってこういった中途半端な根拠を持ってくるということが、知事に対して議会の根拠の説明になるかどうかというのは、少し説得力に欠けるものになると思います。

それから、(エ)の調査事項についてですけれども、これは2月26日のときに「等」というものが出されました。

で、2月28日の中で、質問の中でということで「明らかにしているように」とありますけれども、これは伊藤議員の一般質問の中でですけれども、26日のものを28日に明らかにしている。しかも、これは議会でなく個人の、1人の議員の見解であるので、これが議会内で何かされたというものであるならば、たとえ日付が遅くても何かあるかもしれませんけれども、個人の議員の見解をここの中に持ってくるというのは、大変問題があると思っています。

それにおいてまた、このときに「水稻生産実施計画書等」という言葉になっていますけれども、2日後にはっきり答えられるのなら、これはもちろん26日の質問に対しても十分答えただけだと思いますので、その辺、時間的な整合性が合うかどうかは疑問に思います。

また、こここのところにおいて長いんですけれども、「水稻生産実施計画書(兼助成金申請書)兼水稻共済細目書異動申告票兼戸別所得補償制度の交付金にかかる作付面積確認依頼書」というようにありますけれども、逆にこのようなことを明記することによって、これは市の職員の事務の範囲を超えてしまうという可能性があります。

これだけ明記するということによって、逆にこれによって今言ったみたいに、市の事務を超えるということによって、議会の調査の権限を超えるというおそれがありますので、今ここでこれを持ってくるということについては、やはり知事への説得力というものに対しては、議会のほうが甘くなっているという印象を与えるかなというふうに思っております。

それから、不服申立てについてですけれども、先ほども答弁が、「十分な根拠があるかどうか」ということを聞いたところにおいては、なかったんですけれども、不服申立てという正式の手続ではないというところにおいてはですけれども、それが正規の手続であると、この弁明書では言っているんですけれども、政務調査費は補助金であって、補助金は贈与であ

って、それは行政処分の対象とならない。つまり不服申立てはできないという、そういう判例がありますので、これを前面に持って、この知事への申立ての根拠とすることは、ひょっとしたら逆に正当性がない可能性が出てくるので、こういった表現も減らすべきではないかと、そういうふうに思っています。

(発言する者あり)

No.97 ○議長(伊藤 清議員)

討論は簡潔に願います。

No.98 ○5番(近藤恵子議員)

はい。

そういった意味において、もともと百条委員会の設置に対しては十分な根拠がないと言って反対してきておりますが、今回、この議案を議会の形として知事に提出すべきであるか、ないかという判断においては、やはりたとえ賛成の立場である人が出すものであったとしても、今言ったような根拠がなく、今後、知事の裁定の場において、1つずつ論点を精査されるときにおいては、大変根拠の弱いものになると思いますので、私は議会の弁明書として提出するには、これは不十分であると思います。

そういった意味において、今回の弁明書については反対の立場を示します。

以上です。

No.99 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

近藤善人議員。

No.100 ○4番(近藤善人議員)

それでは、議員提出議案第8号 弁明書の提出について反対の立場で討論します。

各所に「議員間で共通理解がなされた」とありますが、数の力で決まったことであり、少数意見は全く反映されておりません。

昨年、初めて私が百条の委員になったときに、「議員の共通理解を得るために研修、勉強会をしたらどうだ」という提案をしましたが、「そんなことは決議された時点でわかっていることだ」と一蹴されてしまいました。

「わかっている」と言われた割には、先ほどの質疑に対する答弁も、非常に不明瞭な答えしか返ってきません。議員間の100条に対する共通理解が全くされているとは思いません。

よって、議会の調査権を超えるものであり、全く賛成できるものではありません。

以上、終わります。

No.101 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

会派内で調整はいただいてないんでしょうか。

藤江真理子議員。

No.102 ○6番(藤江真理子議員)

議員提出議案第8号 弁明書の提出について、反対の立場で討論いたします。

100条調査は「伝家の宝刀」とも言われ、よほど慎重に取り扱っていかねばなりません。

先ほどの質疑でも触れましたが、2月26日に百条委員会設置を決議したときの提案説明の中で、今回の弁明書に書かれているような説明はなされませんでした。

今回、この弁明書の中で「会派会議で提案説明を行った後、議員の間で共通理解がなされた」ということが繰り返し書かれておりますが、そのときの議運、会派会議の会議録を確認しましても、その調査項目、調査事項の項目を箇条書きで読み上げ、かかる費用については50万円以内と明記しております。

そのときの会派会議、伊藤議員の発言でした。それに対して山盛議員は、「提出されたばかりなのでしっかり見ていない。精査する時間をもらえるのか」というふうに発言されておりました。会派会議の会議録です。

こういったことから、この会派会議、また議運において「共通理解が得られた」とは、とても言いがたいと私は思っております。

前回の百条は知事の裁定により取り消し、消滅して白紙になったわけです。ゼロからのスタートであるにもかかわらず、提案者として決議の時点で、議員間の共通理解を得ようとする努力が不可欠だと思うのですが、私から見れば残念ながら、そうした姿勢を感じられません。

(僕も残念でしたよの声あり)

No.103 ○6番(藤江真理子議員)

また、弁明の理由の中にあるカタカナの(キ)の「政務調査費の返還命令の取り扱いに関して、市長の職員に対する指示について」です。

これは返還期日を延長できる例外規定が法令にあるか否かを市長が職員に確認をし、職員からは延期は認められない旨を市長に伝えたに過ぎないということを、市長は既に議会の中ではっきりと回答され、事実関係が判明しています。

職員に確認したことが、イコール職権濫用の疑いとなり、さらにはそこから自殺の再発防

止のために云々というのは、余りにも短絡的で乱暴ではないでしょうか。

あと、弁明書の終わりの最後のページに書いてあります、この百条委員会設置の決議が、「市民から議会に課せられた義務・使命を果たすものである」と書かれておりますが、私は次の2点の理由から、この点についてとても理解しがたいです。

理由の1点目、先日、市長への尋問が行われたときの様子を見ていまして、誘導尋問や重複した質問、また証人に意見の陳述を求める質問が委員からなされ、これらが民事訴訟規則第115条の規定に反していても、委員長からそれらに対する注意や禁止させる措置もとられないという事実を目の当たりにしました。

2点目、議員がそれぞれいろんな意見を持つのは当然であります。議会基本条例で「開かれた議会を目指している」とうたってあるはずですが。百条委員会や協議会の中で反対の意見を述べる委員に対して、「あなたは委員としてふさわしくない」とか、「いたずらに時間稼ぎをするな」と威圧的と感じ取れるような発言があったことも記憶しています。

先ほど述べました、この弁明書の中に最後にあります、市民から議会に課せられた義務・使命という点で、このような100条調査の実態を市民が聞いて、なるほどと感じる内容だといえるのか、甚だ疑問があるからです。強い権限が与えられている100条調査が、法律で定められた権限として適正に発動されず、政争の具となってしまっははいけません。

市民から議会に課せられた義務・使命とは何なのか、私たち議員はもう一度考えてみる必要があると思います。

以上で私の反対討論を終わります。

(議長の声あり)

No.104 ○議長(伊藤 清議員)

月岡修一議員。

No.105 ○17番(月岡修一議員)

今の藤江議員の討論の中で、職員が議員に対して何か不自然な発言をして、それがもとで、この百条委員会の調査事項につけ加えたような、そういう内容にとれる発言がありました。

市長に呼ばれた職員が、まるでですよ、我々議員にああでもない、こうでもないということをしやべったような意味にとれますよ。これは、まるつきり部課長に対して冒瀆ですよ。

自分たちが勝手に市長室に押し込んでいって、市長を使って部課長を呼んでおいて、その内容を部課長が我々に、さも率先して情報を漏らしたような趣旨にとれるような討論をしていますけど、ばかなことを言っちゃいけないよ、あんた。失礼なことをしやべるな。もっと考えてしやべれよ。失礼じゃないか、部課長に対して。そんなことをした覚えはない。精査してください。

(議長、討論の続きをお願いいたしますの声あり)

No.106 ○議長(伊藤 清議員)

ただいまの月岡議員の発言につきまして、内容を精査の必要があると私どもは判断いたしますので、暫時休憩とさせていただきます。

午後1時41分休憩

午後2時15分再開

No.107 ○議長(伊藤 清議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

藤江真理子議員。

No.108 ○6番(藤江真理子議員)

先ほどの私の反対討論の中で、もし万が一、私の発言の中で不適切な部分がありましたら、その取り扱いは議長に一任したいと思います。

以上です。

No.109 ○議長(伊藤 清議員)

藤江議員の発言につきましては後刻、会議録を精査の上、議長において適切に処理をさせていただきます。

討論を続けます。

ほかに、討論のある方は挙手を願います。

(はいの声あり)

No.110 ○議長(伊藤 清議員)

会派内で調整をいただいてないということによろしいですか。 山盛左千江議員。

No.111 ○12番(山盛左千江議員)

なるべく、会派のほかの議員と重なるところがないように討論をしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

弁明に対しましては、反対の立場をとらせていただきます。

その反対の理由は2つございます。

1つ目は、議決の名称は「職権濫用問題と農地法違反等」となっておりますが、弁明書によると、質疑の中で答弁がなく確認することができませんので、あくまでも弁明書によりま

すと、農地法違反の調査も、「等」の中身とされている水稻生産実施計画書等の提出に関する調査も、職権濫用問題に関する調査であったと読み取れます。当時の私の理解と大きくかけ離れたものであり、正直、驚きを隠せません。

決議の説明が決議文の朗読のみであったため、共通認識が持てなかったのもやむを得ないというふうに、改めて実感したところであります。

弁明書を読んで、初めて知ることが幾つもありました。また、質疑に対して明確な答弁もなく、市長の審査申立てで抽象的過ぎると指摘され、それを打ち消すために、あれこれ理由や説明を述べ、具体的であったと言い繕われたとしても、今なお弁明でさえ不明瞭であり、賛同できるものではありません。

しかも、弁明書で10月26日の緊急質問を議決の背景としながらも、2月26日の議決で、さらには本日の弁明書で、次々と対象とする事件が移り変わっていったことも、大きな問題であり、容認できない理由であります。

1月30日の知事裁定で、明確に違法と判断された調査経費のみ見直し、そもそも100条調査に値する事件であるかどうかの検討も、調査事項についての練り直しも、十分行われていないと見受けられます。

再度、100条決議に至ったことに議会の謙虚さの欠如や、まあもう少し言わせていただければ、傲慢ささえ私には感じられております。

2つ目の反対の理由を申し上げます。

今回の100条決議は、憶測と、まあ妄想は少し言い過ぎかもしれませんが、想像により成り立っていると思えてならない点にあります。

弁明書でも述べておりますが、特に産業振興課長の死因を市長の職権濫用とつなげていることは、ゆゆしき問題です。

先ほど、質疑の中でも触れましたが、ご遺族から出された申入書、これは市長に対して、議長に対して、双方に10月24日に提出されたものであり、市長はこの点について、本会議だったと思いますが、会議録の中でもそのことに触れておりますので、月岡議員の、まあ提案者の記憶になかったことは残念であります。

ご親族が触れてほしくない願っておられることを、警察も、マスコミも事件性がないと判断し取り合わなかったことを、議会のみが事件だ、問題だと繰り返し主張することを見逃すことは、私にはできません。

また、政務調査費の返還命令の取り扱いに関する市長の指示についても同様です。

これも質疑の中でなかなか答弁がいただけませんでした。事前に、正副議長の立ち会いのもとで職員により事実確認をされております。

その中で、労働安全衛生に関する相談、打ち明け話があるならば、2月26日の決議のときに含めればよいことであり、そういった事実がなく、一般質問でも市長の答弁のとおり、法の確認をしたに過ぎないということでありました。

市長の農地法とは全く別の事件を追加することを、正当な理由、事情の変更と認めるこ

とはできず、違法であることに変わりはありません。

2月26日の議決の際、名称に「等」をつけたことについて、これではどこまでも調査の範囲が広がってしまうと懸念したことが、現実のものとなりました。「等」を随所に盛り込んだことが、政務調査費の件の追加を容認させたと考えます。

「等」を、不明瞭で抽象的と指摘され、具体的と弁明しても、違法な追加や調査内容の変更をしたことが、みずから個別・具体的でないことを立証したといえます。

本件は、議会の権限を超える違法な決議であるということは当然であります、人の命を軽んじるものであり、また、政敵に対する攻撃と言わざるを得ません。

審査申立てにあるとおり、政争の具として100条調査権を発動することは認められておりません。

以上の理由から、本弁明書は受け入れがたいので、反対といたします。

以上です。

No.112 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

平野敬祐議員。

No.113 ○14番(平野敬祐議員)

それでは、市政会として賛成の立場で討論をいたします。

議会として、本事件についてその内容を明らかにし、市民の皆様にご報告し、謝罪すれば謝罪し、正当性のあるものについては、それを主張していただくため、百条委員会が正常に運用されていくことを願い、また、愛知県知事におかれましては冷静に、また法にのっとり、地方議会の健全な活動をご支援いただくようお願いを申し上げます、賛成の討論といたします。

以上でございます。

No.114 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.115 ○議長(伊藤 清議員)

以上で討論を終結します。

これより、採決に入ります。

議員提出議案第8号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.116 ○議長(伊藤 清議員)

賛成多数であります。よって、議員提出議案第8号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回は6月10日午前10時より本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時23分散会